

国保税減免申請に添付する確認書

(新型コロナウイルス感染症関係)

記入日 令和 年 月 日

※この確認書は、「国保税減免申請書」に必ず添付してください。

主たる生計維持者(世帯主)氏名 _____

主たる生計維持者とは国民健康保険証に「世帯主氏名」として記載されている方を指します。

世帯主は、「世帯を主宰するもの」、「主として世帯の生計を維持するもの」と解されているため、「主たる生計維持者」は「世帯主」と見なされます。

連絡先電話番号 _____

連絡可能な曜日、時間帯 _____

※平日の午前8時30分から午後5時までの間で指定してください。

次のページ以降の設問について、該当する項目にレ点をつけてください。

設問に回答した結果「**減免となる可能性があります。**」となった場合、本確認書と下記の共通の提出書類に加え、各項目に該当する書類を添付し申請してください。

共通の提出書類(添付したものにレ点をつけてください。)

国民健康保険税減免申請書

世帯主の顔写真付き本人確認書類の写し

(運転免許証・パスポート・マイナンバー 等)

還付金が発生した場合の振込を希望する銀行口座のキャッシュカードの写し

※口座名義人は、世帯主(納税義務者)のものにしてください。

必ずしも還付金が発生するとは限りません。還付金が発生する場合には、別途通知します。また、未納分の国民健康保険税等がある場合には充当する場合があります。

収入減少について保険金・損害賠償金による補填がある場合、その金額がわかる書類の写し(国から支給される持続化給付金や10万円の定額給付金は含みません。)

(保険金振込明細書の写し 等)

設問1

主たる生計維持者は世帯主ですか？

はい →設問2へ

いいえ →減免の対象外となります。申請はできません(設問終了)。

※実態上の「主たる生計維持者」と住民登録上の「世帯主」が相違する場合には、世帯主変更の手続きをとり、その他の要件を満たす場合には本減免制度の対象となる場合があります。

ただし、世帯主変更の手続き(市民課へ来庁しての手続きが必要)をとることで令和3年度以降の国民健康保険税等の算定にも影響しますので、世帯主変更の手続きをとる場合にはよくご検討ください。

設問2

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した、または重篤な傷病(1か月以上の治療を要する程度)を負いましたか？

はい →**減免となる可能性があります**。次の書類を添付し申請してください。

(設問終了)

添付書類(添付したものにレ点をつけてください。)

死亡した場合、死亡診断書の写し

重篤な傷病を負った場合、医師の診断書(様式任意、1か月以上の治療を要した旨の記載が必要です。)

いいえ →設問3へ

設問3

主たる生計維持者の前年中の合計所得金額が1,000万円以下ですか？

はい →設問4へ

いいえ →減免の対象外となります。申請はできません。(設問終了)

設問4

主たる生計維持者の減収の見込まれる収入以外の前年中の所得は400万円以下ですか？

はい →設問5へ

いいえ →減免の対象外となります。申請はできません。(設問終了)

設問5

主たる生計維持者の収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により前年に比べて30%以上の減少が見込まれる収入は次のうちどちらに該当しますか？(複数該当する場合は該当するもの全てにレ点をしてください。)

事業収入(営業収入や農業収入)

山林収入

不動産収入

給与収入 →設問7へ

それ以外の収入(株取引による収入等) →減免の対象外となります。申請はできません。(設問終了)

30%以上の減少が見込まれない →減免の対象外となります。申請はできません。(設問終了)

新型コロナウイルス感染症の影響によらない収入減少 →減免の対象外となります。申請はできません。(設問終了)

} 設問6へ

設問6

事業収入等の減少が見込まれる状況について、次のいずれに該当しますか？

□廃業 → **減免となる可能性があります。** 次の書類を添付し申請してください。

(設問終了)

添付書類(添付したものにレ点をつけてください。)

収入見込申告書

収入見込みの根拠となる書類(事業用帳簿の写し、事業用口座の通帳の写し、伝票の写しなど収入見込みの根拠となる部分を蛍光ペン等でマークをしてください。)

廃業届書の写し

□事業継続中の収入減少 → **減免となる可能性があります。** 次の書類を添付し申請してください。

(設問終了)

添付書類(添付したものにレ点をつけてください。)

収入見込申告書

収入見込みの根拠となる書類(事業用帳簿の写し、事業用口座の通帳の写し、伝票の写しなど収入見込みの根拠となる部分を蛍光ペン等でマークをしてください。)

□新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少 → 減免の対象外となります。 申請はできません。(設問終了)

設問7

給与収入が減少した理由は、次のいずれに該当しますか？

□給与支給額の減少 → **減免となる可能性があります。** 次の書類を添付し申請してください。(設問終了)

添付書類

収入見込申告書

令和2年1月以降の給与明細書の写し

□会社都合による失業(離職) → 減免申請の対象とはなりませんが、「**非自発的失業者の軽減**」制度の対象となります(最大2年間)。

(雇用保険加入者)

「雇用保険受給資格者証」の両面の写しを添付して、「国民健康保険特例対象被保険者等申告書」を提出してください。(既に申請済みの場合には手続き不要です。)

ただし「非自発的失業者の軽減」制度の対象とならない場合(離職時の年齢が65歳以上)、**本減免の対象となる可能性があります。** 次の書類を添付し申請してください。(設問終了)

添付書類

収入見込申告書

令和2年1月から失業するまでの間の給与明細書の写し

雇用保険受給資格者証の写し(両面)

会社都合による失業であることの証明書

□会社都合による失業(離職) → **減免となる可能性があります。** 次の書類を添付し申請してください。(設問終了)

(雇用保険非加入者)

問終了)

添付書類(添付したものにレ点をつけてください。)

収入見込申告書

令和2年1月から失業するまでの間の給与明細書の写し

会社都合による失業であることの証明書

□新型コロナウイルス感染症の影響ではない会社都合による失業(離職)または自己都合による失業(離職)→ 減免の対象外となります。申請はできません。(設問終了)

必ずお読みください 減免申請に関するお願い

多数の申請が見込まれるため、申請される方にはご迷惑をおかけして申し訳ございませんが、下記についてご理解とご協力をお願いします。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止および窓口の混雑防止のため、郵送での申請にご協力ください。ご来庁いただいた場合でも、書類をお預かりするのみとなります。その場で減免の承認、不承認、減免額等について、お答えすることはできません。
- ・申請をいただいてから結果を通知するまで1か月程度お時間をいただく可能性があります。
- ・承認となる場合でも、申請時期によっては督促状が届く可能性がございます。また直近の納期について口座振替が実施される可能性があります。減免の結果納めすぎとなった場合には、後日還付をさせていただきます。
- ・同じ世帯の方について、後期高齢者医療保険料また介護保険料の減免申請をしていただいた場合でも、結果の通知の時期が異なる場合があります。また減免基準が異なるため他の保険料について承認となる場合でも、国民健康保険税について不承認となる場合があります。

問合せ先 藤枝市役所国保年金課 国民健康保険税係 TEL 054-643-3303